

令和7年5月20日

印刷製本受注者の皆様へ

高知市総務部契約課

印刷製本（製造の請負）に係る最低制限価格の設定及び
再委託（下請負）先の制限について（通知）

日頃は、本市行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、契約の適正な履行の確保及びダンピング受注の防止を図る観点から、競争入札により印刷製本（製造の請負）に係る契約を締結しようとする場合、最低制限価格を設定することとしましたのでお知らせします。

また、地元業者の育成及び振興の観点から、印刷製本のうち対象の契約につきましては、競争入札及び競争見積等の契約方法の種類に関わらず、印刷製本の全部又は大部分を再委託（下請負）する場合の再委託先を県内に本社若しくは本店を有する業者又は県内に支社、営業所等を有し、当該支社、営業所等で印刷製本業務を行うことが可能な業者に限定することとしましたので、併せてお知らせします。

このことに伴い、令和7年7月1日以降に指名通知又は見積依頼等を行う印刷製本に係る契約から、下記のとおり取り扱うこととしますので御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 最低制限価格の設定について

- (1) 最低制限価格は、予定価格の4分の3を下らない範囲で設定します。
- (2) 最低制限価格を設定する案件は、**競争入札により契約相手方を決定する場合（予定価格が200万円を超える案件）に限ります。**

※ 競争見積及びオープンカウンター方式による場合は最低制限価格を設定しません。

※ 印刷製本に適用するものであり、**委託（冊子等の作成業務等）には適用しません。**

2 最低制限価格の公表

落札業者決定時に、落札者及び落札価格は公表しますが最低制限価格は公表しません。契約締結後、予定価格及び最低制限価格を入札経過表に記載し、閲覧に付す方法により公表します。

3 再委託（下請負）先の制限について

印刷製本に係る契約については、自社設備での印刷を基本とし、原則、再委託は禁止しており、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合のみ再委託を認めています。

印刷製本のうち、「一般印刷」、「軽印刷」、「封筒」に係る契約においては、契約方法の種類に関わらず、印刷製本の全部又は大部分を第三者に再委託する場合の**再委託先を、県内に本社若しくは本店を有する業者又は県内に支社、営業所等を有し、当該支社、営業所等で印刷製本業務を行うことが可能な業者に限る**ものとします。

ただし、対象の契約であっても、特殊な印刷や大量印刷の場合は再委託先を上記業者に限定しない場合があります。

4 適用時期

令和7年7月1日以降に指名通知又は見積依頼等を行う印刷製本に係る契約から適用

高知市総務部契約課 物件・業務委託担当
TEL088-823-9414／FAX088-823-9496
E-mail kc-050500@city.kochi.lg.jp